

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		栃木市渡良瀬遊水地キャラクターデザインの使用承認
根拠法令等及び条項		栃木市渡良瀬遊水地キャラクターデザインの使用に関する要綱第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	栃木市渡良瀬遊水地キャラクターデザインの使用に関する要綱第6条
	参考事項	渡良瀬遊水地キャラクターデザインマニュアル
	設定等年月日	平成27年10月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市渡良瀬遊水地キャラクターデザインの使用に関する要綱抜粋 (使用の承認等)</p> <p>第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、キャラクターデザインの使用を承認するときは渡良瀬遊水地キャラクターデザイン(変更)使用承認通知書(別記様式第3号)を、使用を承認しないときは渡良瀬遊水地キャラクターデザイン(変更)使用不承認通知書(別記様式第4号)を当該キャラクターデザインを使用しようとする者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターデザイン又は変更されたキャラクターデザイン(以下「キャラクターデザイン等」という。)の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 法令又は公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(2) 市の信用又は品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(3) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(4) 不当な利益を得るために利用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教の活動に使用し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(6) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障を来し、又はそのおそれがあるとき。</p> <p>(7) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。</p> <p>(8) その他市長が使用について不相当と認めたとき。</p> <p>3 市長は、第1項の規定により使用を承認する場合において、キャラクターデザインを適切に使用させるために必要があるときは、使用の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付することができるものとする。</p> <p>(変更使用申請に対する措置)</p>	

第7条 市長は、第5条第2項の変更使用申請を承認するときは、キャラクターデザインを変更して使用する者から著作権を無償で譲り受けることを承認の条件にすることその他キャラクターデザインの著作権を適切に管理するために必要な措置を講ずるものとする。